

令和6年度稲沢市消防団員 研修資料

内 容

- 1 稲沢市消防団役員名簿について（資料1）
- 2 消防団員の身分と処遇について（資料2）
- 3 稲沢市消防団火災出動基準について（資料3）
- 4 本部支援団員制度について（資料4）
- 5 支援団員制度について（資料5）
- 6 稲沢市消防団本部多機能車の出動、運用等の基準について（資料6）
- 7 消防本部総務課への連絡事項について（資料7）
- 8 すぐメールの登録について（資料8）
- 9 令和6年度稲沢市消防団主要行事予定表（資料9）
- 10 重要事項（資料10）
- 11 福祉共済制度について（任意加入・資料12）

令和 6 年度稲沢市消防団役員名簿

令和 6 年 4 月 1 日現在

所属	階 級	氏 名 (ふりがな)	
本部	団 長	小 沢 実	こざわ みのる
	副 団 長	林 晃 弘	はやし あきひろ
	副 団 長	川 口 啓 司	かわぐち けいじ
	副 団 長	近 藤 英 樹	こんどう ひでき
	副 団 長	海 田 隆 至	かいでん たかし
第 1 分団	分 団 長	田 中 寅 晃	たなか とらてる
	副 分 団 長	内 藤 大 介	ないとう だいすけ
	部 長	石 黒 博 章	いしぐろ ひろあき
	部 長	石 黒 祥	いしぐろ しょう
第 2 分団	分 団 長	金 原 且 典	かねはら かつのり
	副 分 団 長	加 藤 雄 也	かとう ゆうや
	部 長	大 津 年 弘	おおつ としひろ
	部 長	伊 藤 泰 弘	いとう やすひろ
第 3 分団	分 団 長	後 藤 清 治	ごとう せいじ
	副 分 団 長	小 野 塚 剛	おのづか たけし
	部 長	村 瀬 修	むらせ おさむ
	部 長	玉 田 賢 介	たまだ けんすけ
第 4 分団	分 団 長	加 藤 稜 大	かとう りょうた
	副 分 団 長	祖 父 江 文 孝	そぶえ ふみたか
	部 長	山 田 朋 広	やまだ ともひろ
	部 長	伊 藤 工	いとう たくみ
第 5 分団	分 団 長	大 井 翔 太	おおい しょうた
	副 分 団 長	横 倉 賢	よこくら けん
	部 長	家 田 聡	いえだ さとし
	部 長	伴 郁 哉	ばん いくや
第 6 分団	分 団 長	赤 羽 翔 馬	あかばね しょうま
	副 分 団 長	永 田 俊 治	ながた としはる
	部 長	猪 子 史 章	いのこ ふみあき
	部 長	伊 藤 晴 夫	いとう はるお

所属	階 級	氏 名 (ふりがな)	
第7分団	分 団 長	加 納 和 佳	かのう かずよし
	副分団長	吉 川 和 司	よしかわ かずし
	部 長	近 藤 怜 之	こんどう さとし
	部 長	望 月 雅 樹	もちづき まさき
第8分団	分 団 長	伊 藤 孝	いとう たかし
	副分団長	渡 辺 成 将	わたなべ なりまさ
	部 長	岡 田 立 志	おかだ たつし
	部 長	佐 藤 弘 樹	さとう ひろき
第9分団	分 団 長	松 原 慎 治	まつばら しんじ
	副分団長	舘 林 洸 介	だてばやし こうすけ
	部 長	中 野 恵 介	なかの けいすけ
	部 長	花 木 翼	はなき つばさ
第10分団	分 団 長	木 村 泰 久	きむら やすひさ
	副分団長	川 口 剛 史	かわぐち たけし
	部 長	小 松 裕 二	こまつ ゆうじ
	部 長	鈴 木 飛 鳥	すずき あすか
第11分団	分 団 長	高 橋 秀 和	たかはし ひでかず
	副分団長	大 津 真 児	おおつ しんじ
	部 長	加 藤 真 也	かとう しんや
	部 長	稲 垣 透	いながき とおる

消防関係電話番号

稲沢市消防団 (ファクシミリ兼用)	第1分団	0587-23-2840
	第2分団	0587-23-2841
	第3分団	0587-23-2844
	第4分団	0587-36-5395
	第5分団	0587-36-6701
	第6分団	0587-32-9246
	第7分団	0587-97-6833
	第8分団	0587-97-5263
	第9分団	0587-97-5265
	第10分団	0567-46-5182
	第11分団	0567-46-5183
関係機関	稲沢市消防本部	(代表)0587-22-0119
	〃 総務課	0587-22-2111
	稲沢東分署	0587-21-2255
	祖父江分署	0587-97-5000
	平和分署	0567-46-3411
	火災テレホンサービス	0587-32-0999

消防団員の身分と処遇

1 消防の任務

消防の任務は、消防組織法第1条で「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。」と定められているとおり、この崇高で重要な任務を遂行することが消防団の目的であり、消防団員の使命であります。

2 消防団員の身分

(1) 消防団員は特別職の地方公務員である。

地方公務員法第3条に次のように明記されている。

「地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

③ 特別職は、下記に掲げる職とする。

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職」

したがって、消防団員は、市長、副市長及び議員と同じ特別職の地方公務員である。

ア 消防団員は消防団長から任命される。

消防組織法第22条に次のように明記されている。

「消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。」

したがって、消防団員の任命権者は消防団長である。

イ 消防団への入団又は退団は自由である。

ウ 個人としての活動は自由である。(選挙運動など・・・)

エ 他の公職と兼ねることができる。

(2) 市町村長が消防の管理者である。

消防組織法第6条に次のように明記されている。

「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。」また、第7条で「市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。」

したがって、消防団員の最高責任者は、市長で消防の組織運営を行い、その権限が消防団長に委ねられている。

(3) 消防団は、社会に奉仕するわが国唯一の義勇団体である。

消防団は、地域における防災体制の中核的存在として「自らの地域は自ら守る」という郷土愛護の精神に基づき、地域住民により組織された市町村の消防機関である。

3 消防団員の処遇 ※ 稲沢市消防団条例・稲沢市消防団員の報酬及び費用弁償支給要領【抜粋】

(1) 報酬（年額報酬と出動報酬）と費用弁償

ア 年額報酬

年2回（上半期9月・下半期3月）に分けて、各個人の指定口座へ年額報酬を支給します。
令和4年4月から5万円を超える「部分」は課税対象となり源泉徴収されます。

【単位：円】

年額	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	団員	支援団員	本部支援団員
	218,400	152,700	112,100	84,100	65,300	56,100	10,000	10,000

イ 出動報酬

団員が災害、警戒、訓練等のため出動したときは、3か月に一度、年4回に分けて、各個人の指定口座へ次に掲げる額を支給します。原則非課税です。

出動区分		出動時間等の区分		出動報酬の額（日額）	要件	
災害出動	防災活動、救出救護、避難誘導、警戒、搜索等	4時間を超えるとき		6,000円	団長の命令又は団長が認めたもの	
		4時間以内		3,000円		
	火災	出動	4時間を超えるとき		6,000円	稲沢市消防団火災出動基準に基づくもの
			4時間以内		3,000円	
	詰所待機	詰所待機		1,500円		
訓練等出動	消防団行事（式典等）		任命式、研修会、市操法大会、観閲式、出初式、応急手当普及員（再）講習、多機能車隊訓練等	3,500円	団長が認めたもの	
	消防団行事（広報活動等）		市総合防災訓練、年末夜警、あいち消防団、警備活動、防火パレード等	1,750円		

- 1 稲沢市国民保護計画に基づく出動は、災害出動とする。
- 2 出動時間は、原則、指令時間から消防車両が詰所に帰所した時間までとする。出動した正副団長は、指令時間から鎮火30分後までの時間とする。
- 3 1日に複数回災害出動したときは、出動時間を合算した区分の額とする。
- 4 1日に複数回訓練等出動したときは、3,500円を支給する。
- 5 日付をまたぐ出動は、日付ごとに支給する。
- 6 出動に伴う実費（ガソリン代等）は報酬に含まれるものとする。
- 7 火災予防運動は各期間1日分、年末夜警は2日分までを支給対象とする。
- 8 会合、分団訓練、消防団会議は、本部等運営事業費による。

ウ 費用弁償

団員が公務のため、市外に出張したときは、その出張について費用の弁償として、3か月に一度、年4回に分けて、各個人の指定口座へ旅費を支給します（他の団体により旅費の支弁を受けるときは、支給しません。）

※ 団長及び分団長は出動後、速やかに出動報告書の提出をお願いします（様式の変更あり）。

(2) 公務災害補償制度と退職報償金制度

別紙「公務災害補償制度」及び「退職報償金制度」を参照

4 消防団員の権限

(1) 優先通行権及び緊急通行権

消防隊は、一刻も早く消火活動に着手できるよう車両の通行においても特別な権限が与えられている。

ア 優先通行権

消防車が火災の現場に行くときは、他の車両などは道路を譲らなければならない。

(消防法第26条第1項)

イ 緊急通行権

消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路若しくは公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。(消防法第27条)

(2) 応急消火義務と情報提供

ア 火災が発生したときは、消防対象物の関係者などは、消防隊が火災の現場に到着するまで消火や延焼防止、人命の救助を行わなければならない。(消防法第25条第1項)

イ 火災現場において、消防団員は消防対象物の関係者などに対して、消防対象物の構造、救助を要する者の存否、延焼防止、人命救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる。(消防法第25条第3項)

(3) 消防警戒区域の設定

火災防ぎょ活動を効率的に行うため、火災現場では区域内に定められた者以外の出入を禁止することができる。また、火災現場において、消防団員は消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入の禁止、制限ができる。

(消防法第28条)

(4) 緊急措置権

ア 消防団員は、消火活動や人命救助の際必要があるときは、消防対象物などを使用し、処分することなどができる。(消防法第29条第1項)

イ 消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近の者を消火や延焼防止、人命救助などの消防作業に従事させることができる。(消防法第29条第5項)

公務災害補償制度

1 公務災害補償制度の性格

消防団員等が公務上の災害を受けた場合に、市町村等が被災団員又はその遺族に対し、その災害によって生じた損害を補償し、併せて被災団員の社会復帰の促進、遺族の援護等を図るために必要な福祉事業を行うものである。

この場合の「公務上の災害」とは、消防団員等が消火・訓練等の消防団活動などで被った負傷、疾病、障害又は死亡の身体的損失をいう。

2 公務災害補償の対象者

(1) 消防団員（水防団員）

(2) 民間協力者

ア 消防作業従事者

(ア) マンション・アパートのような専有部分がある建築物の火災の場合において、火災の発生した専有部分以外の居住者等で消防隊の到着前に消火若しくは延焼の防止又は人命の救助（応急消火）に従事した者

(イ) 火災現場付近にいて、応急消火義務者の行う応急消火に協力を行った者

(ウ) 火災現場付近で、消防吏員、消防団員又は航空消防隊に属する都道府県の職員から要請を受けて消防作業に従事した者

(エ) 暴風、豪雨、地震などによる災害の場合において、消防業務に従事したり協力したりした者

イ 救急業務協力者

(ア) 事故現場付近で、救急隊員から要請を受けて救急業務に協力した者

(イ) 事故現場等で、民間人が119番通報により「口頭指導員」の指示のもとで要救助者の応急手当に従事した者

ウ 水防従事者

水防管理団体区域内に居住する者又は水防の現場にある者で、水防管理者、水防団長等からの要請を受けて水防業務に従事した者

エ 応急措置従事者

市町村区域内に災害が発生した場合、区域内に居住する者又は災害現場にある者で、市町村長から要請を受けて応急措置の業務に従事した者

3 公務の範囲

消防の任務

「消防団の任務」の定義（消防組織法第1条）

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することをもって、その任務とする。

4 公務災害認定の基本的考え方

公務災害に該当する（公務上）か、該当しない（公務外）かは、まず、公務遂行性があるか否か、次に公務起因性が認められるか否かにより判断する。

(1) 公務遂行性

上司（団長、副団長、分団長等）の命令に従い正規の消防団活動（公務）に従事していることをいう。

(2) 公務起因性

公務に従事したことにより負傷し、又は肉体的、精神的に過重な負荷がかかり疾病にかかったことをいう。

5 公務災害補償の内容

(1) 損害補償の種類

ア 療養補償

負傷したり疾病にかかった場合に、医師の診察、薬剤や治療材料の支給、処置、手術その他の治療等の必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給するものである。

イ 休業補償

負傷したり疾病にかかったりした場合に、療養のため勤務や業務に従事することができず、給与や業務上の収入を得られなかったときに、1日につき補償基礎額の100分の60に相当する額を支給するものである。

ウ 傷病補償年金

負傷したり疾病にかかったりした場合で、療養の開始後1年6月を経過してもその傷病が治らず、一定の傷病等級に該当するときに、年金を支給するものである。

エ 障害補償

負傷したり疾病にかかったりした場合で、その傷病は治ったが一定の障害が残ったときに、障害等級第1級から第7級までの者には年金として、第8級から第14級までの者には一時金として、算定した額を支給するものである。

オ 介護補償

傷病等級第2級以上の傷病補償年金又は第2級以上の障害補償年金を受給する原因となった障害のうち、特定の障害により、常時又は随時介護を要する状態にある者が、介護を受けたために費用を支出したときにその費用を支給するものである。

カ 遺族補償

団員等が死亡した場合に、その遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給するものである。

キ 葬祭補償

団員等の死亡に際して、遺族等が葬祭を行った場合に、その者に対して一定額を支給するものである。

(2) 福祉事業

福祉事業は、公務上の災害を受けた団員又はその遺族の福祉を増進するため、法的義務として行う損害補償を補完する付加的給付であり、消防基金が市町村等に代わって行うものである。

災害にあった場合には

消防団員が公務により被災し、公務災害として認定されたときには、消防団員等公務災害補償等基金から補償を受けることができます。

【公務災害】

消防団員が業務中に負傷した場合や、業務が有力な原因で病気になった場合には公務災害になります。

ただし、団員の故意、私的行動や素因・基礎疾患、あるいは天災地変、私的怨恨などにより発生した災害は公務災害になりません。

団員の皆さんへ

万が一、事故にあったら消防本部総務課の担当者に速やかに報告し、必要に応じて公務災害認定請求の手続きをしてください。

受診医療機関は、稲沢市民病院又は稲沢厚生病院を受診するようにしてください。また、受診する医療機関を変更することは、医療上又は勤務上の必要による場合に限られ、自己判断による転医は原則療養補償の対象となりませんのでご注意ください。転医する場合は、必ず消防本部総務課の担当者に相談するようお願いいたします。

災害が、公務災害と考えられる場合は、医療機関に対して、公務災害の認定手続中である旨を伝えて、診療費の請求を待ってもらうように、被災団員又は担当者から依頼します。なお、被災団員が治療費を個人負担したときは、必ず領収書を保管しておいてください。

第三者の加害行為（交通事故など）により公務災害が発生した場合、治療費等は原則として加害者に損害賠償し、支払ってもらうことになります。

治療内容によっては、公務災害の補償対象とならない場合もありますので、注意してください。

総務課担当者の対応について

災害発生の情報が入ったら、被災団員、分団長等から事情を聴取し、災害発生状況を詳細に把握させていただきます。以後、被災団員及び医療機関と連絡を取り合いながら手続きを進めていきます。

退職報償金制度

1 退職報償金制度の性格

退職した消防団員の多年の苦勞に報いるため、市町村が支給する金一封的な功勞金としての性格を持つ金銭給付であり、昭和39年度に消防団員の処遇改善措置の一環として創設された。

2 退職報償金の支給額

退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の階級及び勤務年数に応じて支給するものとし、その額は、市町村等の条例の定めるところによる。

別表(第2条関係)

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
	円	円	円	円	円	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

※稲沢市非常勤消防団員退職報償金の支給に関する条例による。

3 支給額の決定

(1) 支給基礎階級の決定

支給基礎階級は、退職した日にその者が属していた階級である。

ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が1年に満たないときは、その階級(団員は除く)の直近下位の階級になる。また、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、その上位の階級をもって決定する。

階級決定の要件となる「1年」の取扱いについては、階級期間が連続しているときは暦で、連続していないときは各々の期間を合算した日数計算により365日をもって算定する。

(2) 勤続年数の算定

ア 勤務期間の合算

勤務年数は、その者が消防団員として勤務した期間を合算する。

ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合、その基礎となった期間は合算できない。

また、再び消防団員になった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合にも、その期間は合算できない。

イ 勤務年数の計算

勤務年数の計算は、消防団員になった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再入団した日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の再入団に係る勤務年数には算入しない。

勤務年数を計算する場合の1年とは12か月のことであり、支給基礎階級決定の要件とされる1年（暦又は365日）と同一でないので注意を要する。

ウ 勤務年数からの除算

消防団員が一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その勤務年数に算入しない。

4 受給遺族の範囲

在職中の消防団員が死亡退職した場合、退職報償金の支給を受けることができる消防団員の遺族は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で消防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に該当しない子及び父母

退職報償金を受ける遺族の順位は、上述の順位である。父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

同順位の者が二人以上ある場合は、その人数で等分して支給する。

5 支給制限

退職報償金は、次のいずれかに該当する者に対しては支給しないこととされている。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者
- (3) 停職処分を受けたことにより退職した者
- (4) 勤務成績が特に不良であった者
- (5) 全各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不相当と認められる者

稲沢市消防団火災出動基準

(目的)

第 1 条 この基準は、稲沢市消防団の火災出動について必要な事項を定めることにより、火災防御の迅速適正化を期することを目的とする。

(出動隊員)

第 2 条 消防ポンプ自動車の火災出動は、分隊長(分団長が不在の時は、参集した基本団員のうち階級が上位の者)、機関員及び隊員(支援団員を含む。)の 3 人以上の団員で出動しなければならない。

2 機関員は、基本団員とする。ただし、火災の規模が甚大であり、基本団員の参集が著しく遅延する場合には、支援団員とすることが出来る。

(服装)

第 3 条 火災出動時の服装は、活動服、防火衣、防火ヘルメット、防火手袋及び防火長靴を着用しなければならない。

(出動区域)

第 4 条 各分団の出動区域は、市内を 4 方面に区分し、別表のとおりとする。

(方面隊長)

第 5 条 各方面隊の方面隊長は、副団長とする。

2 火災現場の第 1 次出動及び第 2 次出動の方面隊長は、火災覚知と同時に火災現場に出動しなければならない。

3 火災現場を管轄する方面隊長は、方面隊の指揮を執り、第 2 次出動以降の方面隊は火災現場を管轄する方面隊長の指揮下に入らなければ

ならない。

4 火災現場を管轄する方面隊長が不在の場合は、第2次出動に該当する方面隊長が指揮を執ることとする。

5 方面隊長は、消防署の現場指揮者と連携を密にし、方面隊の指揮を執らなければならない。

(消防団長)

第6条 消防団長は、原則第3次出動を覚知と同時に出動することとし、火災現場の指揮を執る方面隊長に対して、活動に関し必要な助言を行うこととする。

(分隊長)

第7条 分隊長の任務は、次のとおりとする。

(1) 方面隊長の指揮のもと、分団の指揮をとること。

(2) 団員の安全確保を図ること。

(3) 団員の負傷、機械器具の故障等が発生した場合は、速やかに方面隊長にその旨を報告すること。

(4) 帰所後、分団の活動内容を災害出動報告書(別記様式)に記入し、本部に提出すること。

(出動区分)

第8条 火災出動は、第1次出動、第2次出動及び第3次出動とし、その区分は次による。

(1) 第1次出動 火災覚知と同時に当該火災現場を管轄する方面隊が出動し、初期防御及び消防警戒区域設定等の任務に当たるものとする。

(2) 第2次出動 消防長、消防署長、消防団長若しくは方面隊長の命令又は現場指揮者の要請により、別表に定める方面隊が出動し、その任務に当たるものとする。

(3) 第3次出動 第2次出動に更に増強の必要があるとき、又は同時若しくは連続して火災が発生したときは、消防長、消防署長、消防団長若しくは方面隊長の命令又は現場指揮者の要請を受けた方面隊が出動し、その任務に当たるものとする。

(境界付近の出動)

第9条 別表に規定する出動区域の境界付近で火災が発生し、第1次出動方面隊が判然としない場合にあっては、当該境界付近を出動区域とする方面隊が出動する。

2 他市町との境界線付近で発生した火災については、稲沢市消防団規則(昭和45年稲沢市規則第31号)第10条に定めるところによる。

(待機)

第10条 第2次出動となる方面隊は、消防団長又は方面隊長からの特別な指示がない限り詰所待機はしないものとする。

(出動指令)

第11条 第2次出動及び第3次出動の指令は、消防無線等により行い、出動指令がない場合は出動しないものとする。

(出動の遵守事項)

第12条 火災現場に出動するときは、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 消防ポンプ自動車の出動時には、サイレンを用い交通法規に従う

こと。

(2) 後続車は、一列縦隊で安全な距離を保って走行し、みだりに先行車を追い越さないこと。

(3) 消防ポンプ自動車には、団員及び消防職員以外の者は乗車させないこと。

(現場活動)

第 1 3 条 火災現場に到着した分団は、直ちに方面隊長に報告し、方面隊長の指示に従い消防活動を行わなければならない。

2 現場引揚は、方面隊長の指示により現場を引揚げなければならない。

(出動体制)

第 1 4 条 帰所後は、消防ポンプ自動車、資機材の点検整備を行い、新たな出動に備えなければならない。

付 則

この基準は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、令和元年 7 月 1 日から施行する。


稲沢市消防団出動区域

方面隊	管轄分団	出動区域	第1次出動	第2次出動	第3次出動
稲沢中 方面隊	第1分団	稲沢市民センター	稲沢中 方面隊	稲沢東 方面隊	
	第4分団	明治市民センター			
	第5分団	千代田市民センター			
稲沢東 方面隊	第2分団	小正市民センター	稲沢東 方面隊	稲沢中 方面隊	消防長、消防署長、消防 団長若しくは方面隊長 の命令又は現場指揮者 の要請を受けた方面隊
	第3分団	下津市民センター			
	第6分団	大里西・大里東市民 センター			
祖父江 方面隊	第7分団	祖父江・山崎学区	祖父江 方面隊	平和 方面隊	
	第8分団	領内・丸甲学区			
	第9分団	牧川・長岡学区			
平和 方面隊	第10分団	法立・三宅学区	平和 方面隊	祖父江 方面隊	
	第11分団	六輪学区			

別記様式（第7条関係）

災 害 出 動 報 告 書

稲沢市消防団第 _____ 分団

出 動 種 別	火災・風水害・捜索・警戒・その他（ _____ ）					
詰所出動日時	年	月	日	午前・午後	時	分
出 動 場 所						
出動消防団員数	人	出 動 状 況	詰所待機・現場まで・途中まで			
活 動 の 有 無	有・無	有の場合は活動内容				
使用ホース数	本	使用ホース数については、通水の有無にかかわらず延長した本数とする				
放 水 の 有 無	有・無	有の場合は放水開始時間	午前・午後	時	分	
使 用 水 利	消火栓・貯水槽・井戸・自然水利・その他（ _____ ）・中継					
詰所帰所日時	年	月	日	午前・午後	時	分
消 防 団 員 の ケガ等の有無	有・無					
	有の場合（氏名 _____ ） ※事務局へ早急に連絡してください。					
そ の 他	※活動内容等を把握している範囲で記入してください。（報告事項等）					
活動状況略図						
消防車の部署位置、使用水利、ホース延長経路及び各分団の状況等を把握している範囲で図示してください。						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

方面隊火災出動時の各分団の活動基準

- 1 出火現場を管轄する分団は、原則水利部署し消火活動ができる体制を整える。

水利部署した分団は、何本ホースを延長したか確認し、必ず方面隊長等に報告をすること。また、後着の消防署及び消防団の部隊運用に影響を及ぼすので、必ず水利部署位置を消防署の現場指揮本部指揮隊に報告をする。



- 2 出火現場の管轄でない分団は、方面隊長、先着分団の分隊長等と連絡を密にとり、部署位置、活動内容等を確認し現場活動に移る。

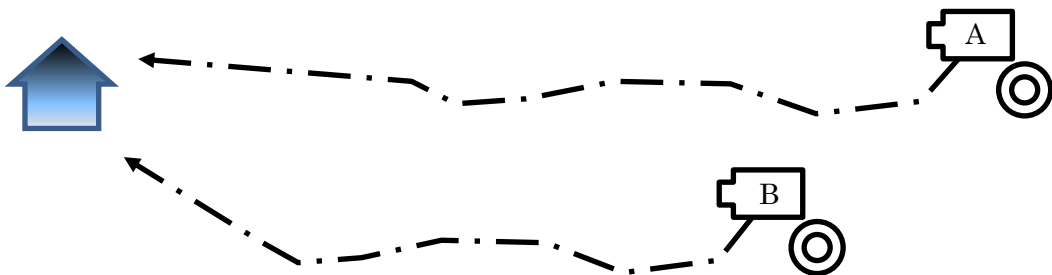
- (1) 中継送水をする時

車両間の距離はホース10本を目安にし、具体的な中継部署位置を確認後、中継送水活動に移る。



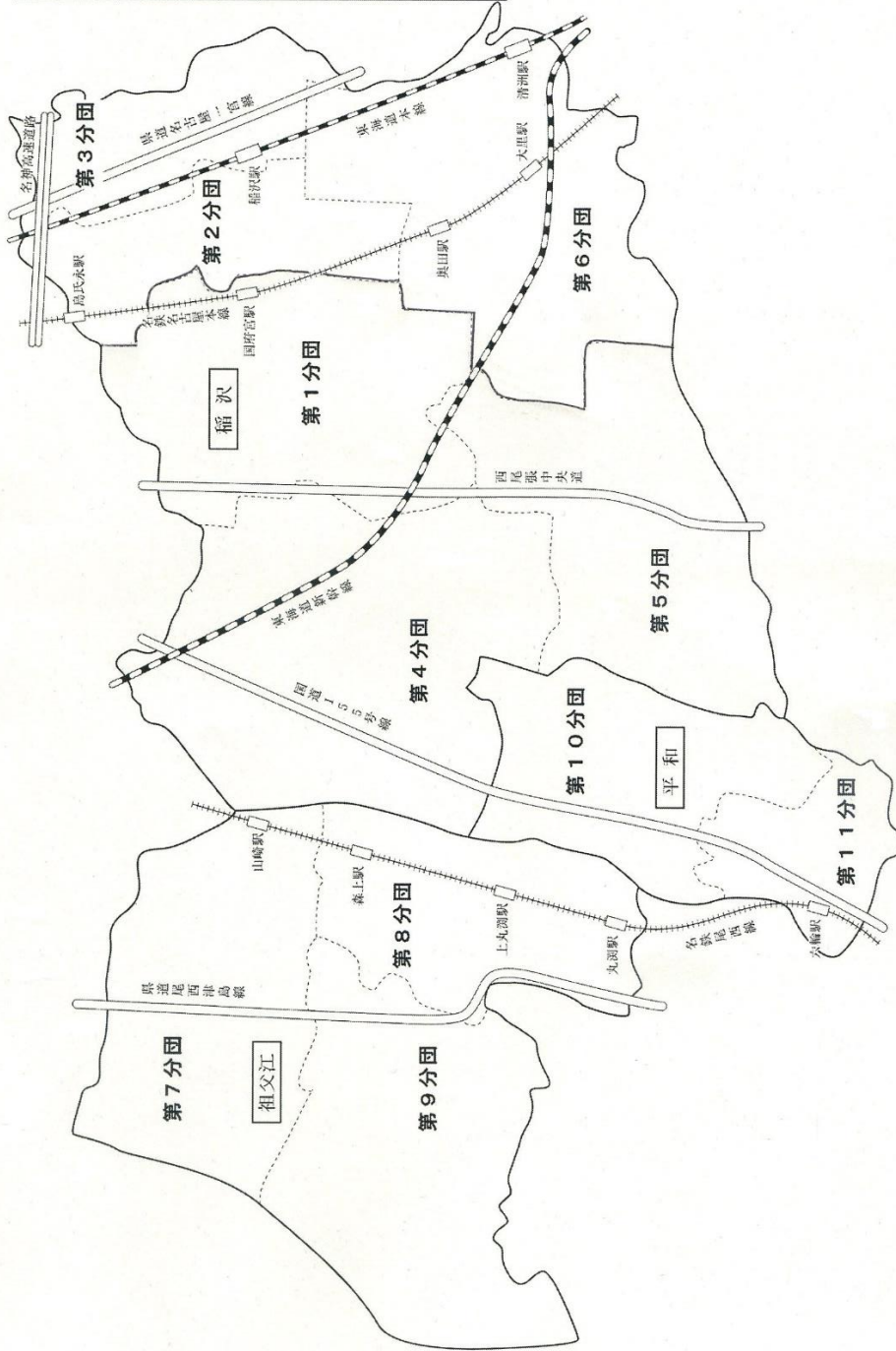
- (2) 水利部署をする時

使用されていない水利を確認後、水利部署し消火活動に移る。



消防団管轄区域図

名称	区域
第1分団	稲沢市民センター地区
第2分団	小正市民センター地区
第3分団	下津市民センター地区
第4分団	明治市民センター地区
第5分団	千代田市民センター地区
第6分団	大里西市民センター地区 大里東市民センター地区
第7分団	祖父江小学校区 山崎小学校区
第8分団	領内小学校区 丸中小学校区
第9分団	取川小学校区 長岡小学校区
第10分団	法立小学校区 三宅小学校区
第11分団	六輪小学校区



稲沢市消防団本部支援団員の任務、処遇等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、稲沢市消防団条例（昭和 4 5 年稲沢市条例第 2 3 号）及び稲沢市消防団規則（昭和 4 5 年稲沢市規則第 3 1 号。以下「規則」という。）に基づき、稲沢市消防団本部支援団員（以下「本部支援団員」という。）の任務、処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命方法等)

第 2 条 公募その他の方法で応募のあった者で本部支援団員として適格と認められるものは、本部支援団員入団願（様式第 1）に必要な事項を記入の上、消防団長（以下「団長」という。）に提出するものとする。

(任務)

第 3 条 本部支援団員は、消防団の活性化、防火・防災広報の推進及び応急手当の指導並びに災害防止活動に当たるものとする。

2 本部支援団員は、地震、水害等の大規模災害において、消防団本部の支援活動に当たるものとする。また、昼間の火災において、団長又は所轄分団長の指揮下で消防活動に当たることができるものとする。

(階級)

第 4 条 本部支援団員の階級は団員とし、階級異動しないものとする。

(被服の貸与)

第 5 条 本部支援団員には、災害等の活動に従事するために活動服、アポロキャップ等を貸与する。また、必要に応じて式典等の消防団行事に従事するための制服等一式を貸与する。

(処遇)

第6条 本部支援団員の処遇については、次のとおりとする。

(1) 報酬、費用弁償、退職報償金及び公務災害補償については、条例に定めるところによる。

(2) 表彰については、規則に定めるもののほか、国、県等への具申はできないものとする。ただし、退職に伴う感謝状等については、この限りでない。

(訓練等)

第7条 本部支援団員は、訓練等、平常の消防団活動に参加しないものとする。ただし、団長の要請があった場合は、この限りでない。

(継続確認)

第8条 本部支援団員は、毎年度当初に本部支援団員の継続意思確認のため、本部支援団員継続確認書（様式第2）を提出しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部支援団員に必要な事項は、団長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 2 条関係)

本部支援団員入団願

年 月 日

稲沢市消防団長 殿

ふりがな			
氏 名			
生年月日	年 月 日	血液型	型
住 所	〒 ー		
	自宅電話番号 ()	ー	
	携帯電話番号 ()	ー	
勤務先名			
勤務先住所	〒 ー		
	勤務先電話番号 ()	ー	
資 格			
消防職員又は消防団員歴			
所属した分団名			
消防団員の期間	年 月 日～ 年 月 日		
在職中の最上位階級			
退職報償金の受給の有無	有 ・ 無		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

様式第 2 (第 8 条関係)

本部支援団員継続確認書

年 月 日

稲沢市消防団長 殿

氏 名	本部支援団員入団年月日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

稲沢市消防団本部支援団員内規

1 入団方法

本部支援団員として入団する意思がある者は、消防団長に申し出る。

本部支援団員に適格と認められた者は、本部支援団員入団願に必要事項を記入し、消防団長に提出する。基本団員から本部支援団員又は支援団員から本部支援団員に移行する場合も、同様とする。

2 任命辞令・退職等

本部支援団員の任命は、消防団長からの辞令交付による。辞令交付後、宣誓書に署名して消防団長に提出する。

年度途中で退職する場合は、消防団長に退職願を提出しなければならない。

3 継続の確認

本部支援団員は、毎年度当初、消防団長より継続確認を行う。継続する場合は、本部支援団員継続確認書に署名し消防団長に提出する。

4 所属

本部支援団員は、消防団本部に所属し、「稲沢市消防団本部 本部支援団員」となる。

5 リーダー

本部支援団員のうち、リーダー及びサブリーダーを選出し、消防団本部及び本部支援団員間の連絡調整に努めるものとする。

6 被服等の貸与

本部支援団員には、活動服、アポロキャップを貸与する。また、必要に応じて制服を貸与するので、自宅等で保管し、消防団行事等に参加できるようにする。

貸与品は大切に保管し、サービス以外においてこれを使用し又は他人に貸与してはならない。

7 教養訓練

本部支援団員の中で、応急手当の普及啓発を行う者は、応急手当普及員の資格を取得するための講習を受講しなければならない。

8 火災出動

本部支援団員は、昼間の火災において、団長又は所轄分団長の指揮下で消防活動に当たることができる。

9 表彰

本部支援団員は、勤続年数による各種表彰の対象とはしないが、消防活動において功

績があった場合は稲沢市消防団規則に定める表彰を行う。

退職に伴う退職消防団員報償（国15年以上、県10年以上15年未満）の具申は行う。

10 年額報酬

本部支援団員の年額報酬は、年額10,000円を2回に分け、9月及び翌年3月に支給する。

11 出動報酬

支援団員は、災害出動1日につき出動時間が4時間を超えるときは、6,000円、4時間以内は3,000円を支給する。ただし、稲沢市消防団火災出動基準第10条の規定に基づく詰所待機については、1日につき1,500円とする。

12 公務災害補償

本部支援団員には、稲沢市消防団員等公務災害補償条例を適用する。

13 退職報償金

本部支援団員の退職報償金については、稲沢市非常勤消防団員退職報償金の支給に関する条例による。

基本団員を5年未満で退職した者、基本団員又は支援団員から本部支援団員に移行した者は、支援団員及び本部支援団員の在任期間を加算して5年以上の在任期間で退職報償金を支給する。ただし、基本団員及び支援団員で既に退職報償金を支給された者については、本部支援団員の在任期間のみが対象となる。

14 その他

本部支援団員の任務、身分等については、稲沢市消防団条例、稲沢市消防団規則及び稲沢市消防団本部支援団員の任務、処遇等に関する要綱の規定に基づく。

付 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

稲沢市消防団支援団員の任務、処遇等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、稲沢市消防団条例（昭和 45 年稲沢市条例第 23 号。以下「条例」という。）及び稲沢市消防団規則（昭和 45 年稲沢市規則第 31 号。以下「規則」という。）に基づき、稲沢市消防団支援団員（以下「支援団員」という。）の任務、身分等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命方法等)

第 2 条 分団長は、消防職員又は消防団員の経験を有する者のうちから、支援団員として適格と認めるものについて、支援団員入団願（様式第 1）に必要な事項を記入の上、消防団長に提出するものとする。

(任務)

第 3 条 支援団員は、昼間の火災、地震、水害等の大規模災害（以下「災害等」という。）において、市民の生命、身体及び財産の保護と被害の軽減に寄与するため、消防職員又は消防団員として培った豊富な知識、技能等をいかして、災害等の現場で不足する消防力を補完するものとする。

2 支援団員は、災害等において消防団長又は所属分団長の要請（自己覚知は、要請があったものとみなす。）に応じて出動し、原則として、所属分団長の指揮下で消防活動に当たるものとする。

(火災出動の規制)

第 4 条 支援団員の火災出動は、所属する分団の管轄区域又は隣接する分団との境界線付近で昼間に発生した火災とする。ただし、消防団長

又は所属分団長の要請があった場合は、この限りでない。

(階級)

第5条 支援団員の階級は団員とし、階級異動しないものとする。

(被服の貸与)

第6条 支援団員には、災害等の活動に従事するために活動服、安全帽(ヘルメット)、アポロキャップ及び安全靴(半長靴)を貸与する。

(処遇)

第7条 支援団員の処遇については、次のとおりとする。

(1) 報酬、費用弁償、退職報償金及び公務災害補償については、条例に定めるところによる。

(2) 表彰については、規則に定めるもののほか、国、県等への具申はできないものとする。ただし、退職に伴う感謝状等については、この限りでない。

(訓練等)

第8条 支援団員は、消防団観閲式、出初式等の行事、訓練等、平常の消防団活動に参加しないものとする。ただし、分団長は、必要に応じ、支援団員に対して、訓練の指導等を依頼することができるものとする。

2 前項に規定する訓練の指導等については、条例に定める費用弁償を支給しないものとする。

(継続確認)

第9条 分団長は、毎年度当初に支援団員の継続意思を確認し、支援団員継続確認書(様式第2)を消防団長に提出しなければならない。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、支援団員に関し必要な事項は、
消防団長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1（第2条関係）

支援団員入団願

年 月 日

稲沢市消防団長 殿

稲沢市消防団第 分団
分団長

下記の者は、稲沢市消防団第 分団の支援団員に適格ですので任命して下さるようお願いいたします。

ふりがな			
氏名			
生年月日	年 月 日	血液型	型
住所	〒 — 自宅電話番号 () — 携帯電話番号 () —		
行政区名			
勤務先名			
勤務先住所	〒 — 勤務先電話番号 () —		
消防職員又は消防団員歴			
勤務先消防署名又は所属した分団名			
消防職員又は消防団員の期間	年 月 日～ 年 月 日		
在職中の最上位の階級			
退職報償金の受給の有無	有 ・ 無		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

支援団員継続確認書

年 月 日

稲沢市消防団長

殿

稲沢市消防団第 分団
分団長

下記の者は、 年度稲沢市消防団第 分団の支援団員として活動することが必要であると認めます。

氏 名	支援団員入団年月日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

稲沢市消防団支援団員内規

1 入団方法

元消防職員及び元消防団員で支援団員として入団する意思がある者は、居住する地区を管轄する分団長に申し出る。

分団長は、支援団員に適格と認める者について、支援団員入団願に必要事項を記入し、消防団長に提出する。基本団員から支援団員に移行する場合も、同様とする。

2 任命辞令・退職等

支援団員の任命は、消防団長からの辞令交付による。辞令交付後、宣誓書に署名して消防団長に提出する。

年度途中で退職する場合は、分団長を経由して消防団長に退職願を提出しなければならない。

3 継続の確認

支援団員には、毎年度当初、分団長より継続の確認を行う。継続する場合は、支援団員継続確認書に署名し消防団長に提出する。

4 所属

支援団員は、居住する地区の分団に所属し、「稲沢市消防団第〇分団 支援団員」となる。

5 リーダー

支援団員のうち、リーダー1名を選出し、分団及び支援団員間の連絡調整に努めるものとする。

6 被服等の貸与

支援団員には、活動服、ヘルメット、アポロキャップ及び安全靴（半長靴）を貸与するので、自宅等で保管し、迅速に消防活動ができるようにする。

貸与品は大切に保管し、サービス以外においてこれを使用し、又は他人に貸与してはならない。

7 教養訓練

支援団員は、消防活動に対する知識技能を既に持っているため教養訓練に参加しないが、消防機材の更新による取扱い方法、応急手当の方法等も変化しているので、訓練への参加を分団長と協議し対応することとする。

8 火災出動

支援団員は、所属する分団の管轄区域及び隣接する分団の管轄区域との境界付近で、

昼間に発生した火災に出動する。

火災の発生を覚知したら、活動服、ヘルメット及びゴム長靴を着用して分団詰所に参集し、基本団員とともに消防車で出動する。支援団員のみで消防車で出動はしないこと。

分団詰所に参集したが、基本団員が集まらない場合は、徒歩又は自家用車等で火災現場に駆けつける。

火災現場では、基本団員の分団役員の指揮下に入り、消防活動を行う。

9 表彰

支援団員は、勤続年数による各種表彰の対象とはしないが、消防活動において功績があった場合は稲沢市消防団規則に定める表彰を行う。

退職に伴う退職消防団員報償（国15年以上、県10年以上15年未満）の具申は行う。

10 年額報酬

支援団員の年額報酬は、年額10,000円を2回に分け、9月及び翌年3月に支給する。

11 出動報酬

支援団員は、災害出動1日につき出動時間が4時間を超えるときは、6,000円、4時間以内は3,000円を支給する。ただし、稲沢市消防団火災出動基準第10条の規定に基づく詰所待機については、1日につき1,500円とする。

12 公務災害補償

支援団員には、稲沢市消防団員等公務災害補償条例を適用する。

13 退職報償金

支援団員の退職報償金については、稲沢市非常勤消防団員退職報償金の支給に関する条例による。

基本団員を5年未満で退職した者及び基本団員から支援団員に移行した者は、支援団員の在任期間を加算して5年以上の在任期間で退職報償金を支給する。ただし、基本団員及び支援団員で既に退職報償金を支給された者については、支援団員の在任期間のみが対象となる。

14 分団の会合等への出席

支援団員は、分団の会合等の参加要請があれば積極的に出席して、基本団員との意思の疎通を図るものとする。

15 その他

支援団員の任務、身分等については、稲沢市消防団条例、稲沢市消防団規則及び稲沢市消防団支援団員の任務、処遇等に関する要綱の規定に基づく。

付 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

稲沢市消防団本部多機能車の出動、運用等の基準

(目的)

第1条 この基準は、稲沢市消防団本部多機能車（以下「本部多機能車」という。）の出動、運用等について必要な事項を定めることを目的とする。

(配備場所)

第2条 本部多機能車は、消防本部に配備する。

(災害対応)

第3条 本部多機能車は、大規模災害時に出動するものとする。ただし、団長又は消防長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(登録団員)

第4条 本部多機能車を運用する団員は基本団員とし、本部多機能車登録団員願（様式第1）により消防団本部多機能車隊員名簿（様式第2）に登録された団員（以下「登録団員」という。）とする。

(出動等)

第5条 本部多機能車の出動等については、次のとおりとする。

- (1) 団長、副団長及び登録団員は、稲沢市消防団大規模災害時（地震）活動マニュアル（以下「活動マニュアル」という。）1地震発生時の詰所参集基準に定める地震が発生した場合は、消防本部に参集する。
- (2) 本部多機能車の部隊は、活動マニュアル4初動部隊編成及び最低人員に定める部隊とは別とし、消防団本部直属の部隊とする。
- (3) 前号に規定する部隊の隊長は、団長又は副団長とし、隊員は登録団員とする。ただし、団長又は消防長が認めた場合は、隊長を消防士長以上の消防職員、隊員を消防職員とすることができる。
- (4) 出動区域は、稲沢市内とする。ただし、団長又は消防長が認めた場合は、市外へ出動することができる。
- (5) 出動は、団長又は消防長の指示で出動することとする。ただし、団長及び消防長が不在の場合は、副団長が指示することができる。
- (6) 出動時の人員は、5人以上とする。

(出動時の服装)

第6条 出動時の服装は、活動マニュアル別紙3部隊別初動活動要領に準じた服装とする。

(訓練)

第7条 登録団員は、定期的に本部多機能車積載資機材の教育訓練を実施する。

2 本部多機能車は、前項に定める訓練以外に、防火パレード、防災訓練、水防訓練等の行事及び訓練に出向することができる。

(登録団員の任期)

第8条 登録団員の任期は、1年とする。ただし、再任することは妨げない。

(事故の報告等)

第9条 機関員は、操作中に事故が発生し、又は車両等に異常があったときは、直ちに操作を停止し、事故の内容又は異常箇所等を確認して、団長及び消防長に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、本部多機能車の運用について必要があるときは、その都度、団長と消防長が協議するものとする。

付 則

この基準は、平成29年12月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和元年7月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 （第 4 条関係）

年 月 日

本部多機能車登録団員願

稲沢市消防団長 様

稲沢市消防団第 分団
分団長

下記の基本団員を、本部多機能車登録団員として登録をお願いします。

ふりがな	
氏名	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 2 (第 4 条関係)

消防団本部多機能車隊員名簿

年 月 日

分団名	団員名	分団名	団員名
第 1 分団		第 7 分団	
第 2 分団		第 8 分団	
第 3 分団		第 9 分団	
第 4 分団		第 1 0 分団	
第 5 分団		第 1 1 分団	
第 6 分団			

※各分団基本団員 1 人を登録する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

消防本部総務課への連絡事項

資料 7

消防団員に下記事由が発生した場合は、必ず消防本部総務課まで連絡してください。

連絡先 電話番号 …… 0587-22-2111 (ダイヤルイン)

FAX番号 …… 0587-22-2130

夜間、祝祭日、
年末年始、勤務時間外 } 0587-22-0119 (代表)

	事由	連絡事項	市等の取扱い
1	結婚する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・団員の氏名 ・挙式日時 ・結婚式場所(会場) ※挙式の1週間前までに連絡。ただし、市職員は除く。	市長から祝電 ※希望する場合のみ
2	配偶者、父母及び子女が死亡の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡者と団員との続柄 ・通夜日時、場所 ・告別式日時、場所 	告別式に正副団長が出席 ※希望する場合のみ
3	団員が活動中に負傷した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・火災、訓練により活動中又は出動中に負傷したときは、氏名、負傷程度及び状況を速やかに連絡 	療養補償等を行う。 (診療機関の公務災害認定が必要)
4	消防車両が事故の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・警察への届出と同時に、負傷者が居る時は救急要請を行い、下記事項を速やかに連絡 ①運転者氏名 ②事故状況 ③事故発生場所 ④相手氏名及び住所 ※自損事故の時は ①運転者氏名 ②損傷の程度 ③事故発生場所 	対人、対物、車両について補償等を行う。
	消防団活動遂行のために私用車を使用し、損害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・損害の状況を速やかに連絡 ※活動場所への単なる移動手段として使用した場合を除く。 	共済基金から見舞金(上限10万円)修理費3万円未満は支給対象外
5	消防車両が故障の場合(施設、資器材等の破損、紛失含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・故障(破損、紛失)の状況を速やかに連絡 	車両(施設、資器材等)の修繕
6	病院等へ入院があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・公務の場合 10日以上入院のとき 	消防協会から見舞金支給
		<ul style="list-style-type: none"> ・公務、公務外の場合 7日以上入院のとき 	福祉共済から見舞金支給 【※加入者のみ】
7	団の旅行を実施する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日、行先、参加人数 	正副団長及び消防本部総務課への連絡
8	火災出動した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・災害出動報告書及び災害出動団員報告書の提出 ※提出が遅れる場合については、事前に電話で出動人員等について連絡 	出動団員への報酬
9	引っ越し等により住所変更した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな住所を速やかに連絡 	報酬・費用弁償支払いのための登録情報の更新
10	振込口座を変更した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬・費用弁償等振込口座届出書により速やかに届出 	報酬・費用弁償支払いのための登録情報の更新

すぐメール登録方法（消防団員向け）

- 1 登録したい端末から下記アドレスにアクセスして、空メールを送信する。

スマホ <https://service.sugumail.com/inazawa-city/>

PC <https://service.sugumail.com/inazawa-city/member>



- 2 空メール送信後に送られてくる登録案内メールを確認して、本登録を行う。
※登録案内メールが受信できない場合には、迷惑メール設定等を確認し、再度、空メールを送信する。

- 3 自分が所属する組織を選択する

組織 → 部 → 課

（例 1）第〇分団基本団員の場合（①のみ）

①消防団 → 第〇分団 → 第〇分団基本団員

（例 2）第〇分団長（第〇副分団長）の場合（①と②）

①消防団 → 第〇分団 → 第〇分団基本団員

※他の課を追加

②消防団 → 各分団正副分団長 → 分団長（副分団長、副分団長（祖））

（例 3）第〇分団多機能隊の場合（①と②）

①消防団 → 第〇分団 → 第〇分団基本団員

※他の課を追加

②消防団 → 団本部 → 多機能車隊員

- 4 名前を入力する

名前は、漢字でフルネームを入力してください。

（例）稲沢〇太郎 ※〇は全角スペース 1 文字

※定期的に部外者が登録していないか確認しますので、正確に入力してください。

- 5 受信する項目を選択する

緊急連絡等は、選択項目に関係なく配信されます。

- 6 登録完了メールが受信できれば、登録完了です。

- 7 その他

登録内容はマイページから随時変更・削除が可能ですが、登録及び変更する度に、確認メールが送信されますので、必ず受信を確認して受信したメールを保存してください。登録内容の変更・削除に必要な URL が記載されています。

また、退職された団員については、必ず 4 月中に登録の削除をお願いします。

令和6年度 稲沢市消防団主要行事予定表

月	日	行 事 名	場 所	時 間	備 考
4	7(日)	任命式及び団員研修会	尾西信金いなざわアリーナ	午前10時～	全団員
	13(土)	消防団会議	魚房(仮)	午後6時～	正副団長及び正副分団長
	21(日)	団員研修 (基本消火戦術等)	消防本部	午前9時～ 午前11時	各分団5人
5	12(日)	多機能車隊訓練	消防本部	午前9時～ 午前11時	多機能車隊員
	26(日)	水防・防災訓練	犬山市 (木曾川犬山緑地)	午前8時30分～	第1分団～第11分団
6	1(土) 2(日)	消防団員教育警防・機関科	愛知県消防学校	2日間	2人
	9(日)	第20回稲沢市消防操法大会	消防本部	午前8時30分～	大会予備日6月16日(日) ※エントリー制
7	7(日)	普通救命講習会Ⅰ	消防本部	午前9時～	第1分団～第11分団 本部支援団員(普及員として参加)
	20(土)	第69回愛知県消防操法大会	日進市	午前8時30分～	慰労会(未定) 大会予備日7/21
8	17(土) 18(日)	消防団員教育初級幹部科	愛知県消防学校	2日間	1人
	未定	稲沢夏まつり	未定	未定	未定
9	1(日)	稲沢市総合防災訓練	下津小学校 稲沢西・平和中学校(仮)	午前中	該当地区各分団・本部支援団員
	8(日)	救命ボート等取扱い訓練	平和町プールor祖父 江緑地プール	午前中	各分団5人
	29(日)	非常参集訓練	消防本部及び団詰所	午前中	第1分団～第11分団
10	19(土)	消防ひろば	消防本部	午前中	各分団3人、本部支援団員
	27(日)	観閲式	消防本部	午前10時～	基本団員・本部支援団員 雨天時は消防本部車庫 基本団員(各4人)
11	2(土) 3(日)	消防団員教育指揮幹部科 (現場指揮課程)	愛知県消防学校	2日間	1人
	9(土)	秋の火災予防運動	各分団管轄区域		(～15日)
	未定 (土or日)	そぶえイチョウ黄葉まつり	未定	未定	消防団加入促進 正副団長・本部支援団員
12	27(金) 28(土)	年末夜警	各分団管轄区域	午後8時～	12/27消防本部で出発式 市長等激励(仮)
1	11(土)	出初式	尾西信金いなざわアリーナ	午前10時～	基本団員・本部支援団員
	11(土)	あいち消防団の日	商業施設等(調整中)	午前10時50分～	各分団・本部支援団員 サポーター
	18(土) 19(日)	消防団員教育指揮幹部科 (分団指揮課程)	愛知県消防学校	2日間	1人
	未定	消防団員指導員研修 (愛知県消防協会)	名古屋市 (アイリス愛知)	2日間	1人(予定)
	未定	文化財消防訓練	調整中	未定	該当分団 基本団員
2	9(日)	大鏡餅警備	国府宮神社参道	正午～	第1分団～第11分団
	10(月)	雛追神事警備	国府宮神社参道	午前10時 ～正午	第1分団～第6分団
	23(日)	春の防火パレード	各分団管轄区域	午前9時～	4コースで実施 各分団4人・本部支援団員8人
3	1(土)	春の火災予防運動	各分団管轄区域		(～7日)
	8(土)	消防団会議	鶴べ別館(仮)	午後6時～	正副団長及び分団長

※行事予定表の参加行事については、出勤報酬の対象とします。(水防・防災訓練については、愛知県尾張水害予防
組合水防団設置規程第9条により支給)

※奇数年度に実施: 支援団員研修(三角巾・搬送法・基本結索)

令和6年度 本部支援団員行事予定表

月	日	行 事 名	場 所	時 間	基本対象人数	備 考
4	7(日)	任命式及び団員研修会	尾西信金いなざわアリーナ	午前10時～	全員	
	20(土)	本部支援団員研修(年間行事予定等)	消防本部	午前9時～ 午前11時	全員	
6	9(日)	第20回稲沢市消防操法大会	消防本部	午前8時30分～	6人	大会予備日6月16日(日) ※エントリー制
7	7(日)	普通救命講習会 I	消防本部	午前9時～	2人	普及員として参加
	未定	本部支援団員研修	消防本部	午前9時～	全員	調整中
	20(土) 21(土)	第69回愛知県消防操法大会	日進市	午前8時30分～	3人	大会予備日7/21
9	1(日)	稲沢市総合防災訓練	下津小学校 稲沢西・平和中学校 (仮)	午前中	全員	
	19(木) 20(金)	第29回全国女性消防団員活性化とちぎ大会(予定)	ライトキューブ宇都宮 (栃木県宇都宮市)	2日間	2人	(予定)
10	5(土)	基本訓練(訓練礼式・消火器取扱・消火栓取扱訓練)	消防本部	午前9時30分～ 午前11時30分	全員	
	19(土)	消防ひろば	消防本部	午前中	全員	
	27(日)	観閲式	消防本部	午前10時～	全員	雨天時は消防本部車庫 4人
11	23(土)	女性消防団員教育科(1日入校)	愛知県消防学校	1日間	2人	伝達研修会(/)
	未定 (土)or(日)	そぶえいチョウ黄葉まつり	未定	未定	全員	消防団加入促進 正副団長・本部支援団員
12	未定	本部支援団員研修	消防本部	午前9時～	全員	伝達研修会
1	11(土)	出初式	尾西信金いなざわアリーナ	午前10時～	全員	基本団員・本部支援団員
	11(土)	あいち消防団の日	商業施設等 (調整中)	午前10時50分～	全員	各分団・本部支援団員 サポーター
2	未定	本部支援団員研修	消防本部	午前9時～	全員	調整中
	未定	女性消防団員研修	アイリス愛知	未定		
	9(日)	大鏡餅警備	国府宮神社参道	正午～	全員	
	23(日)	春の防火パレード	各分団管轄区域	午前9時～	8人	4 コースで実施 各分団4人・本部支援団員8人
未定	未定	応急手当普及員再講習(1日間)				普及員として3年経過 前年度未受講者
未定	未定	応急手当普及員講習 I (3日間)未受講者				

※行事予定表の参加行事については、出勤報酬の対象とします。

※奇数年度に実施:支援団員研修(三角巾・搬送法・基本結索)

重要事項

1 火災出動基準について

- (1) 方面隊として活動するため、原則、隣接消防団の詰所待機はありません。任意で待機した場合の出動報酬の支払いはしませんのでご注意ください。ただし、消防団長及び方面隊長の指示がある場合は除きます。
- (2) 火災出動時の服装について完全着用してください。不完全な着装、装備では、万が一のときに公務災害の補償されない場合があります。
- (3) 第2次出動、第3次出動については、消防無線等で出動指令が無い場合は出動しません。
- (4) 団長及び分団長は出動後、速やかに出動報告書の提出をお願いします。

2 支援団員（本部も含む）の出動基準について

基本的には、所属する方面隊の管轄区域又は隣接する分団との境界線付近で発生した昼間の火災に出動してください。

なお、詳細については、資料5「稲沢市消防団支援団員の任務、処遇に関する要綱 第4条」を御確認ください。

3 ファクシミリ兼用電話について

事務連絡や災害時に備え、随時使用できる状態にあるか確認してください。不備がある場合は、総務課まで連絡をお願いします。

4 順次指令について

(1) 電話連絡

電話での順次指令は、0586-72-1191（一宮市消防本部代表）からの着信となります。折り返しの電話をした場合、一宮市消防本部通信指令課へつながりますが、職員は災害対応中であるため、基本的に折り返しの電話は控えてください。

(2) メール連絡

災害対応中に、同一の管轄内で別の災害が発生した場合は、1件目の災害に続いてさらにメールで順次指令が入りますが、これは、指令と同時に管轄分団へメールが送信されるシステムになっているためであり、すぐに2件目の火災への対応を求めている訳ではありませんのでご注意ください。ただし、方面隊長からの指示がある場合は、そちらに従ってください。

5 安全管理について

消防操法の訓練中の足のけが、水利点検中の消火栓の蓋を足に挟むけがが増えていますので、適切に貸与品の着用をして安全管理に十分注意してください。

6 火災出動時の装備について

活動服、防火ヘルメット、防火衣、防火長靴、防火手袋

※革手袋は水に濡れると滑りやすく、破れやすくなるため、使用しないでください。

※火災対応時は、状況に応じて防火ヘルメットのシールド、しころを活用し熱気等から防御してください。

※配布しているゴーグルは、飛来粉塵や空中に浮遊する粉塵などが発生する作業に使用するものです。

7 交通安全について

消防自動車の運転については、細心の注意を払い運転を行ってください。

(1) 各分団で集まる際に、定期的（3か月程度）に運転免許証（自動車）の保有状況及び有効期限等の確認をお願いします。

(2) 自動車（公私問わず）を運転する際は必ず運転免許証を携帯すること。

(3) 平成29年3月12日以降に取得した普通運転免許保有者は、現在の消防自動車が車両総重量3.5トン以上あるため、運転できません（敷地内の運転含む。）ので留意ください。

(4) 飲酒運転は絶対にしない、させない（自転車も）。

8 領収書の保管について

交付金から会合費、需用費等を支出した場合は、領収書を発行していただき、5年間の保管をお願いします。領収書の宛名は、「稲沢市消防団第〇分団」でお願いします。

9 消防団詰所・車両等の管理について

別添参照

10 公共施設としての消防団詰所について

別添参照

11 消防団研修動画について

別添参照

消防団詰所・車両等の管理について



火の用心2

～ 市民の財産として、適切に維持管理しましょう ～
公有財産として適正に維持管理していただきますようお願いします。

1 整理・整頓の実施

消防団詰所、貸与品資機材等は、常に使用できる状態で管理してください

2 点検・清掃

消防団詰所、貸与資機材等は、定期的に点検及び清掃を実施し、故障や不具合がある場合は速やかに報告してください。

3 車両の管理

車両の改造等は原則として認められません。

また、個別具体的な事項につきましては、役員会、分団長会議等で協議させていただきます。



いなざわ

令和4年1月27日

消防団長

消防長

公共施設としての消防団詰所



火の用心2

～ 市民の財産として、適切に維持管理しましょう ～

下記の内容に該当する場合は、是正をお願いします！

・電化製品

娯楽や趣味趣向性の高いものの持ち込み

※テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコン、プリンターなどは、消防団活動に必要なものに限定します。

※テレビを設置する場合は、NHK受信契約が必要です。

・施設の造作

収納棚などの施設への造作、敷地内への物置の設置

・電気設備の改修

照明器具、スイッチ、コンセントの増設、電話配線の引き直しなど

・消防団詰所での飲酒・喫煙

防災活動拠点施設として、地域住民の信頼を損なう行動



いなざわ

令和4年1月27日
消防団長
消防長

稲沢市消防団員向け短編研修動画

コロナ禍に伴い、新規加入団員や訓練不足の団員の教養を目的として、消防団員向けの短編研修動画（8本）を制作しております。

この研修動画は、稲沢市公式チャンネル（YouTube）に掲載し、公開しています。

この動画を通して、地域の安心・安全を守る消防団員をより身近に感じていただき、現消防団員の研修と新たな消防団員の加入促進を図ります。

- ①【ホース延長編】
- ②【ポンプトラブル編】
- ③【ポンプ運用編】
- ④【引き揚げ編】
- ⑤【出動編】
- ⑥【紹介編】
- ⑦【着装編】
- ⑧【日常点検編】



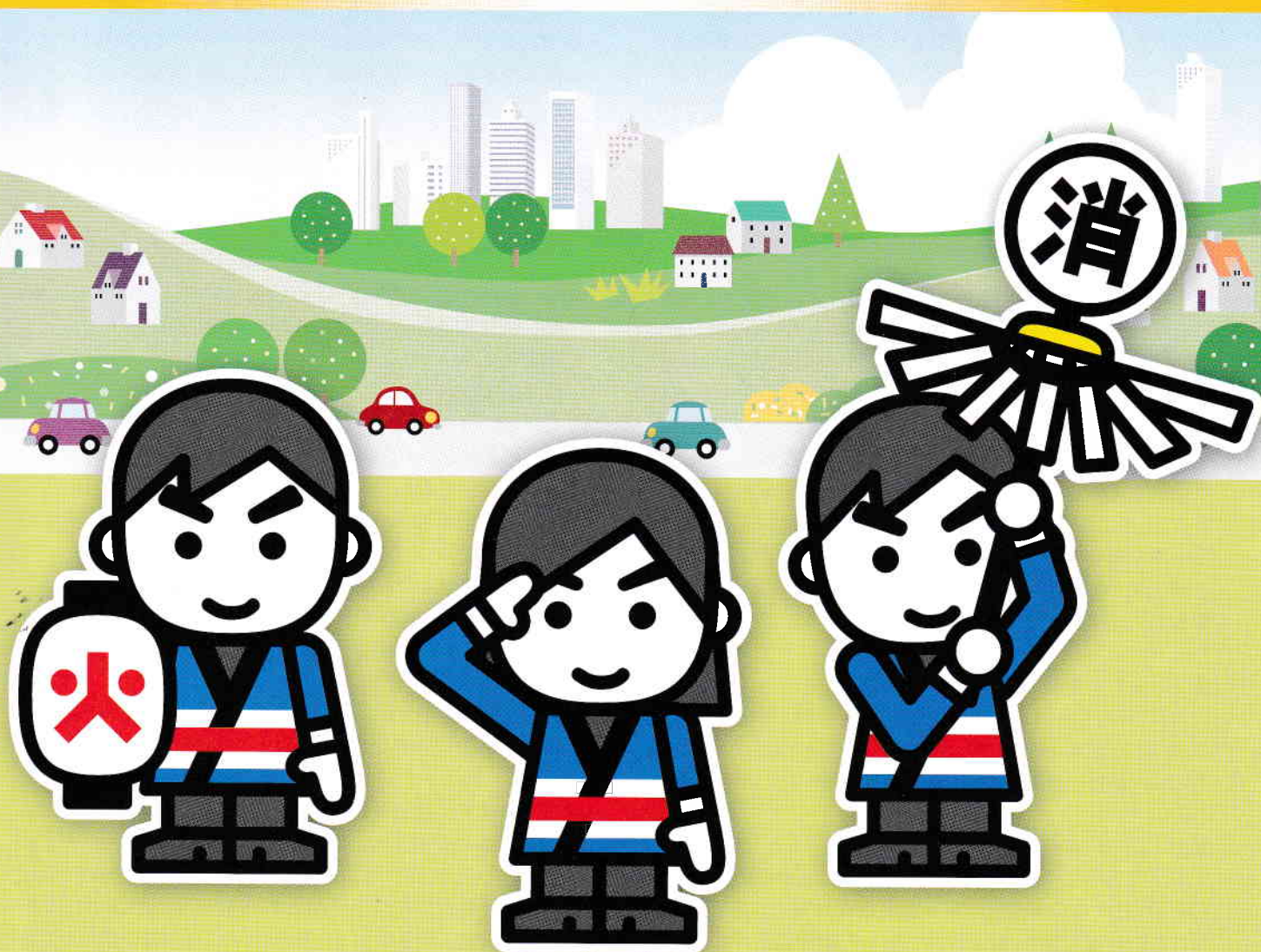
【動画の様子】

稲沢市消防本部 YouTube 動画はこちらから⇒



消防団員等 福祉共済のしおり

ガイドライン



この福祉共済は、全国の消防団員・消防職員等のための福祉厚生制度です
消防団員・消防職員・家族をしっかりサポート

消防団員等福祉共済の これまで果たしてきた役割とこれからの運営について

この消防団員等福祉共済(以下「福祉共済」といいます。)は、昭和44年7月に消防団員福祉共済制度として発足し、今日まで名実ともに全国の消防団員等の相互扶助による共済制度として、特に消防団においては、ほとんどの団員が加入し、多くの実績を上げてまいりました。

そして、この福祉共済は、地域の安全安心を担っている消防団員等が安心して消防防災活動を行うことができるようにするための共済として、全国の消防団員、消防職員及び地域において自主的に防災活動を行う者等を対象に、非常に低廉な掛金で、加入者が死亡した場合や事故により負傷し、若しくは疾病により障害の状態に該当した場合等に補償を行い、さらに死亡又は障害が残った場合等が公務による場合は、弔慰金等の手厚い給付を行うなど充実した補償を行う共済です。また、加入者の健康増進事業や殉職消防団員等の慰霊祭の開催、消防資機材の交付等の加入促進事業など幅広い福祉増進事業を実施するなど消防団員等の福祉厚生等を図る総合的な共済として、消防活動の強化、地域防災の向上等を図るなど国民生活

の安全、社会公共の福祉の増進に貢献してまいりました。

このように自主共済として運営してきたこの福祉共済は、「保険業法等の一部を改正する法律」が施行(平成22年法律第51号、平成23年5月13日施行)されたことにより、基本的な共済内容に変更はありませんが、特定保険業として、行政庁(総務大臣)の認可を得て、平成26年4月1日から現在のように運営を行っているところであります。

この福祉共済は、年額掛金3,000円で、死亡時には遺族援護金や殉職の場合は弔慰金等の給付を行うほか、障害時、入院時にも共済金を給付するなど、充実した内容としておりますので、加入者の皆様に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

今後も、共済金給付はもとより、引き続き福祉増進事業を行い、消防団員等のための総合的な福祉共済として適切で健全な運営を行ってまいりたいと考えておりますので、皆様方のご支援ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

消防団員等福祉共済の概要

この共済の基本的な事項は次のとおりです。

第1 この共済の趣旨及び目的(事業方法書第1条、契約約款序文)

この消防団員等福祉共済(以下「本共済」といいます。)は、公益財団法人日本消防協会(以下「本会」といいます。)が行う消防団員、消防職員及び地域において自主的に防災活動を行う者並びに都道府県消防協会、日本消防協会、全日本消防人共済会及び消防育英会の役職員(以下「消防団員等」といいます。)が死亡し又は障害を受けた場合等に、その家族の生活を守るとともに、消防団員等の福祉を増進し、消防団員等の福祉厚生等を図ることにより、消防活動の強化、地域防災の向上等を図り、もって国民生活の安全、社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする総合的な共済です。

第2 運営の主体

本共済は、保険業法の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)附則第2条第1項に基づいて、本会が行政庁である総務大臣の認可を得て運営を行っているものです。

第3 この共済の仕組み

消防団員等の皆様が被共済者とし、都道府県消防協会を契約相手方とする団体契約により、被共済者が死亡し又は障害を受けた場合等に、共済金を給付するほか、消防団員等の福祉を増進し、消防団員等の福祉厚生等を図る総合的な共済です。

第4 共済契約者の範囲(事業方法書第4条、契約約款第12条)

次の団体を対象として団体契約により共済契約を締結します。

- (1) 都道府県消防協会
- (2) 公益財団法人日本消防協会
- (3) 生活協同組合全日本消防人共済会
- (4) 公益財団法人消防育英会

第5 加入の対象及び範囲(事業方法書第5条、契約約款第1条)

加入の対象者は、次の消防団員等であれば、どなたでも加入できます。

- (1) 消防団員
- (2) 消防職員
- (3) 地域において自主的に防災活動を行う者
- (4) 都道府県消防協会の役職員
- (5) 日本消防協会、全日本消防人共済会及び消防育英会の役職員

加入の範囲は次のとおりです。

- (1) 年齢は、80歳6か月未満の者。ただし、地域において自主的に防災活動を行う者は、年齢18歳以上80歳6か月未満の者とします。
- (2) 加入日の前日において健康である者。ただし、継続加入の場合は健康状態を問わないものとします。

第6 共済契約期間(事業方法書第6条、契約約款第14条)

本共済の共済期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。ただし、共済期間の途中で共済契約または加入した場合の最初の中途加入者の加入の共済期間は、共済契約または加入申込のあった翌月1日からその後に来る最初の3月31日までの期間とします。

第7 本共済の責任開始日及び契約日(契約約款第13条)

共済契約者から本会所定の様式による共済契約申込書による申し込みを本会が承諾した場合には、本会は、承諾日の翌月1日から共済契約の責任を負います。この本会の責任が開始される日を契約日とします。

福祉共済の給付種別と共済金額及び掛金

消防団員等が万が一死亡し又は障害を受けた場合等、その事由により次の給付種別の共済金額を給付します。

区 分	事 由	給 付 種 別			共 済 金 額 (円)	
死 亡	公務・公務外	遺族援護金			1,000,000	
	公 務	弔慰金			23,000,000	
		弔慰救済金	付 加 給 付	1号	10,000,000	
				2号	7,000,000	
				3号	5,000,000	
保育援護金			1人 250,000			
重度障害 (障害の等級) (1級又は2級)	公務・公務外	生活援護金			1,000,000	
	公 務	重度障害見舞金			23,000,000	
		見舞金	付 加 給 付	1号	6,000,000	
				2号	4,500,000	
				3号	2,500,000	
保育援護金			1人 250,000			
障 害 (障害の等級) (3級～12級)	公務・公務外	障害見舞金	3級又は4級		500,000	
			5級又は6級		300,000	
			7級又は8級		180,000	
			9級又は10級		90,000	
			11級又は12級		60,000	
	公 務	見舞金	付 加 給 付	3 級 ～ 6 級	1号	750,000
					2号	750,000
					3号	500,000
				7 級 ～ 9 級	1号	500,000
					2号	500,000
					3号	400,000
入 院	公務・公務外	入院見舞金 (120日限度) 7日以上の入院で1日あたり			1日 1,500	

(注) 生活援護金、障害見舞金の障害等級においては「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に係る省令 別表第二」に定める障害の等級を準用しておりますので、請求時にはその判断根拠を示した「障害等級の決定について (通知)」(日本消防協会ホームページ <https://www.nissho.or.jp/2019/03/2019fukushiyoushiki-shiori.html>) をご参照ください。

掛金は、一人年間一律3,000円です。

途中加入の場合は、加入月により次のとおりとなります。

加入月日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日
掛金(円)	3,000	2,750	2,500	2,250	2,000
加入月日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日
掛金(円)	1,750	1,500	1,250	1,000	750

その他の基本的な事項は次のとおりです。

第8 返戻金(事業方法書第24条)

本会は、第6に記載する共済期間毎に収支計算を行い、収支差額が生じる見込みがある場合は、その収支差額の範囲内において、払込掛金に応じた金額を返戻金として返戻します。

第9 福祉増進事業(事業方法書第25条、契約約款第30条)

本共済は、第3に記載する、被共済者が死亡し又は障害を受けた場合等に、共済金を給付する場合のほか、加入者である消防団員等の福祉の増進と本共済の健全な運営を図るため、次に定める福祉増進事業を行うことができることとしています。

- (1) 加入者の健康増進及び公務による事故の防止に資する事業
- (2) 消防団の大規模災害活動に対する支援事業
- (3) 殉職消防団員等の慰霊祭の事業
- (4) 消防資機材の交付その他この制度への加入促進と維持発展を図るために効果的と認められる事業
- (5) 都道府県消防協会が行う前各号に記載する事業に対する助成

第10 福祉共済事業等運営委員会(事業方法書第28条)

本会は、本共済事業の運営その他消防団員等の福祉の増進に係る重要事項について、本会において別に定める日本消防協

会福祉共済事業等運営委員会規程に基づく同委員会において審議を行うこととしています。

第11 消防団員等福祉増進事業積立金(事業方法書第31条)

本会は、毎事業年度末の収支決算において、本共済の福祉増進事業の安定的な運営を図ることを目的として、消防団員等福祉増進事業積立金の積み立てができることとしており、そのうえで、この積立金は消防団員等の福祉の増進に資する事業に充てるため取り崩しができるものとしています。

第12 共済契約者に対する調査等(事業方法書第26条)

本会は、第4に規定する共済契約者に対して、加入者からの掛金の収受又は加入者に対する共済金の払込その他共済契約約款に定められた事務の遂行について、いつでも報告を求め又は調査することができるものとしています。

第13 管轄裁判所(契約約款第32条)

本共済契約における共済金の請求その他本共済に関する一切の訴訟については、本会の主たる事務所の所在地または共済金の受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

消防団員等福祉共済の重要事項等説明書

本共済の加入及び契約に際して、特にご確認いただきたい事項や、共済金をお支払いできない場合などご注意いただきたい事項などもありますので、これらを「重要事項等」として記載しました。

1 共済契約の手続きに関すること

第1 共済契約の締結の手続き(事業方法書第8条)

1 本会は、本会の共済契約者になろうとする者に対し、本共済の重要事項を記載した書面をもって本共済契約の内容の説明を行って、契約の意向の確認を行い、共済契約者は、所定の様式による共済契約申込書(以下「契約申込書」という。)に所定事項を記入し、加入者名簿を添付し記名押印のうえで、これを本会に提出するものとし、

2 前項による契約申込書に添付する加入者名簿は、消防団員、消防職員が所属する消防団、消防本部等(以下「消防団等」という。)毎に、消防団員、消防職員の全員が加入する場合(以下「全員加入の場合」という。)は加入者名簿を省略することができるものとし、

3 本会は、第1項の共済契約の申込みを承諾した場合、承諾日の翌1日(ただし、承諾日が1日の場合はその当日。以下、「責任開始日」という。)から共済契約上の責任を負うものとし、共済契約者からの求めに応じ、共済証書を作成し、遅滞なくこれを共済契約者に交付します。

4 本会は、前項の共済契約申込みを承諾しない場合、その旨を遅滞なく共済契約者を経由して加入者に通知します。この場合において、掛金が既に払い込まれているときは、遅滞なくその全額を共済契約者を経由して加入者に返還します。

第2 契約申込書の記載事項(事業方法書第17条)

共済契約者は、共済契約申込書には、所定の様式により次の各号に掲げる事項を記載します。(1) 申込年月日 (2) 申込団体名及び住所 (3) 加入申込消防団、消防本部等、自主防災隊等及び都道府県消防協会等(以下「加入申込消防団等」という。)の区分、加入申込件数、加入申込者数及び掛金額 (4) 共済金の受取人 (5) 共済の給付内容及び共済金 (6) 共済期間の始期及び終期 (7) 共済金の支払方法

第3 共済証書の記載事項(事業方法書第18条、契約約款第15条)

本会は、共済契約を締結した場合、次の各号に定める事項を記載した共済証書を共済契約者に交付します。(1) 本会の住所及び名称 (2) 共済契約者名 (3) 加入申込消防団、消防本部、自主防災隊等及び都道府県消防協会等名 (4) 共済金の受取人 (5) 共済の給付内容及び共済金 (6) 共済期間の始期及び終期 (7) 掛金の払込方法 (8) 共済金の支払方法 (9) 共済契約を締結した日 (10) 共済証書を作成した日

第4 脱退と補充加入(事業方法書第9条)

1 加入者が次の各号のいずれかに該当したときは、その日をもって本会から脱退することとなります。この場合、すでに振り込まれた掛金は返還しないものとし、(1) 加入者の年齢が80歳6か月に達したとき (2) 加入者が死亡し、又は重度障害の状態のとき (3) 加入者が退団、退職又は除隊したとき

2 前項の規定により加入者が脱退したとき、この者に代わって補充加入する場合は、補充加入者にかかる所定の掛金は払込を要します。

3 1の第1の2に記載する全員加入の場合、前項により脱退した加入者の後任と

して消防団員、消防職員となった者は、当該退団、退職又は除隊者に代わって補充加入することができるものとし、ただし、この場合、当該補充加入者は残存共済期間について掛金の払込みを要しません。

第5 被共済者の同意の確認(事業方法書第10条)

共済契約者から共済契約の申込みを受けるにあたり、本共済に加入しようとする者(以下「加入予定者」といいます。)に対して、本会から又は共済契約者を通して、本共済の重要事項を記載した書面又はその他の適切な方法により本共済契約の内容の説明を行い、加入予定者に、本共済への加入に同意する旨の文書を提出させ、又は、消防団等、自主防災隊等又は都道府県消防協会等において、その加入予定者が本共済への加入に同意する旨は代表者が加入予定者を代表して表示することについてその加入予定者が合意した場合には、その加入予定者の同意について、所定の様式による共済契約加入申込書にその代表者等の記名押印をしていただくことにより加入予定者の同意の確認を行います。

第6 掛金の払込(事業方法書第13条、契約約款第17条)

1 共済契約者は、本会に対し概要の第6に記載する共済期間開始日の前月末日までに、掛金を本会の指定口座に払込まなければなりません。

2 本会は、共済契約の掛金を領収した場合、掛金領収書の発行を省略します。ただし、共済契約者又は加入者から請求があった場合には、掛金領収書を発行することとします。

第7 共済契約者の共済契約申込み及び掛金払込みの猶予期間と共済契約の失効(契約約款第18条)

1 本共済の共済契約者が1の第1に記載する共済契約の締結の手続き及び1の第6に記載する掛金の払込みを行う場合、共済契約申込み及び掛金の払込期月の翌1日から翌々々々月末日までを猶予期間とします。また、概要の第6のただし書きに記載する途中加入の場合の共済契約申込み及び掛金の払込みについては、共済契約申込み及び掛金払込期月の翌月末日までを猶予期間とします。

2 前項に記載する猶予期間内に共済契約申込み及び掛金が払い込まれないときは、本共済契約及び加入者の加入は、猶予期間満了日の翌日にその効力を失いますのでご注意ください。

第8 猶予期間中に共済金の支払事由が発生した場合(契約約款第19条)

1 1の第7に記載する猶予期間中に共済金の支払事由が発生した場合、猶予期間中に共済契約者からの共済契約申込み及び掛金の払込みのあったことを確認してから共済金を支払います。

2 前項による共済金の支払期間は、3の第1に記載する共済金の請求に必要な書類が、猶予期間中の共済契約者からの共済契約申込み及び掛金の払込みがある前に本会に到着している場合は、掛金の払込みがあった日を請求日として準用して取り扱います。

3 1の第7に記載する猶予期間中に共済契約者からの共済契約申込み及び掛金の払込みがなかった場合、共済金の請求はなかったものとして共済金の請求に必要な書類は共済契約者に返却しますのでご注意ください。

第9 ケーリング・オフ(事業方法書第21条)

- 1 本会に対して共済契約又は加入の申込みをした者(以下「申込者」という。)は、共済契約又は加入の申込みをした日と共済契約又は加入申込みの撤回又は解除(以下、この条において「ケーリング・オフ」という。)に関する事項を記載した書面を交付された日とのいずれか遅い日から起算して8日以内に本会宛に発信した書面によって、当該共済契約のケーリング・オフを行うことができます。
- 2 前項の申込者が発信する書面には、ケーリング・オフを行使する旨の意思表示、共済契約又は加入の申込みを行った年月日並びに申込者の団体名及び代表者名又は氏名、住所の記載及び記名押印を要します。
- 3 本会は、ケーリング・オフが行われた共済契約に関し、掛金を受取しているときは、その全額をすみやかに申込者に返還します。

2 告知に関すること

第1 告知義務(契約約款第23条)

- 1 本会は、共済契約の締結に際し、共済金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち、告知書等において本会が告知事項として質問することができます。
- 2 前項により、本会が告知事項として質問した場合、加入者は書面により告知することを要します。
- 第2 告知義務違反による解除又は解除ができない場合(契約約款第24条、第25条)
 - 1 加入者が、2の第1に記載する本会が告知を求めた事項について、故意又は重大な過失により事実を告げなかったか又は事実でないことを告げた場合(以下「告知義務違反」という。)には、本会は、将来に向かって当該加入者の加入を解除することができます。
 - 2 本会は、共済金の支払事由が生じた後でも、告知義務違反がある場合は当該加入者の加入を解除することができます。この場合、本会は、共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、本会は、その返還を請求することができます。
 - 3 前項の規定にかかわらず、共済金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたときは、本会は、共済金を支払います。
 - 4 当該加入者の加入の解除は、当該共済契約者及び加入者に対する通知により行います。
 - 5 本会は、第1項により、当該加入を解除した場合において、解除日の属する共済期間の掛金が払い込まれていたり、当該加入者に対して払込まれた掛金は返還しません。
 - 6 本会は、次のいずれかの場合には、第1項に記載する告知義務違反による解除をすることができます。(1)本会が、共済契約の締結又は加入者の加入の際、解除の原因となる事実を知っていたとき又は過失により知らなかつたとき(2)本会が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき(3)共済契約が更新され、契約日から起算して1年をこえて有効に継続したとき

第3 被共済者又は共済の目的の危険選択(事業方法書第7条)

- 本共済に係る共済契約の申込みに対する被共済者又は共済の目的の危険選択は、共済契約申込書及び本会が求めた場合の告知書に記載された内容に基づき、主として次の各号に定める事項の全部又は一部について行うものとします。
- (1) 共済契約者及び被共済者が過去の共済金請求に際し、本会に対して詐欺行為等の不当な行為を行っていないこと
 - (2) 告知日現在における被共済者の健康状態
 - (3) 告知日以前の被共済者の傷病歴
 - (4) その他本会による危険選択のために合理的に必要な事項

3 共済金の請求及び支払に関すること

第1 共済金の請求及び支払時期等(契約約款第27条)

- 1 共済金の支払事由が生じたときは、共済契約者は加入者又は共済金の受取人への通知に基づき、すみやかに本会に通知するものとします。
- 2 支払事由が生じた共済金の受取人は、本会が別に定める必要書類を共済契約者を經由して本会に提出して共済金を請求することを要します。
- 3 共済金は、前項の必要書類が本会に到着した日(以下、「請求日」といいます。)の月の翌月末までに、原則として共済契約者を經由して共済金の受取人に支払います。
- 4 本会は、共済金の支払のために確認が必要な次の各号の場合において、共済契約の締結から請求までの間に本会に提出された書類だけではその事項の確認ができないときは、それぞれ各号に定める事項の確認を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、共済金を支払うべき期限は、前項に規定する支払期限から起算して15日を経過する日とします。

号	確認が必要な場合	確認が必要な事項
1	共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	この約款に定める共済金の支払事由に該当する事実の有無
2	共済金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合	共済金の支払事由が発生した原因
3	告知義務違反に該当する可能性がある場合	告知義務違反に該当する事実の有無及び告知義務違反に至った原因
4	この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は共済契約者又は加入者もしくは共済金の受取人の共済契約締結の目的もしくは共済金の請求の意図に関する共済契約の締結時から共済金の請求時までにおける事実

- 5 前項の確認をするため、次の各号の事項についての特別な照会又は調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、共済金の支払期限は、請求日の翌日から起算してそれぞれ各号に定める日数(複数の号に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。

号	特別な照会又は調査の対象となる事項とその内容	日数
1	前項各号に定める事項についての弁護士法その他の法令にもとづく照会	180日
2	前項各号に定める事項を確認するための、専門機関による調査又は鑑定等の結果の照会	180日
3	災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における前項各号に定める事項の確認のための調査	180日
4	前項各号に定める事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果又は調査結果の照会	180日
5	前項各号に定める事項についての日本国外における調査	180日

- 6 前2項の規定を適用する場合には、本会は、共済契約者を經由して共済金を請求した者に通知します。
- 7 第3項から第5項に定める支払期限をこえて共済金を支払う場合は、本会は、支払期限の翌日以降遅滞の責任を負い、遅延利息を共済金とあわせて支払います。
- 8 前項にかかわらず、第4項または第5項の確認等に際し、共済契約者又は加入者又は共済金の受取人が、正当な理由なくその確認等を妨げ、又はこれに応じなかつたときは、本会は、これによりその事項の確認が遅延した期間について遅滞の責任を負いません。

第2 共済金の受取人(契約約款第10条)

- 1 この共済契約の共済金の受取人は、加入者とします。ただし、この規定にかかわらず、加入者が死亡した場合の遺族援護金、弔慰金、弔慰救済金及び保育援護金の受取人は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第8条第3項に定める順位を準用し、次のとおりとします。
- (1) 配偶者 (2) 子 (3) 父、母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹
- 2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とします。
- 3 第1項及び第2項の規定により加入者が死亡した場合の遺族援護金、弔慰金及び弔慰救済金の受取人に同順位者が二人以上あるときは、その共済金は、その人数によって等分して支払います。

第3 共済金を支給できない場合(契約約款第9条)

- 本会は、次の各号に該当する場合には、共済金を支給しませんのでご注意ください。
- (1) 加入者又は共済金受取人の故意又は重大な過失による場合
 - (2) 加入者の犯罪、違法行為又は死刑の執行による場合
 - (3) 加入者の精神障害又は飲酒を原因とする事故の場合
 - (4) 加入者の自殺又は自殺未遂による場合
 - (5) 戦争その他の変乱による場合

4 共済契約又は加入の無効又は取消等に関すること

第1 無効又は取消(事業方法書第16条)

- 1 共済契約者又は加入者が、共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結または加入申込みを行ったときは、当該共済契約又は加入者の加入は無効とし、本会は、既に払い込まれた掛金を返還しません。
- 2 加入者は、共済契約への申込みの際に、加入者又は共済金の受取人に詐欺又は脅迫の行為があつたときは、本会は、当該加入者の加入を取り消すことができるものとし、この場合、既に払い込まれた掛金は返還しません。

第2 共済契約の失効、消滅又は加入の解除(事業方法書第20条)

- 1 共済契約者が掛金を払い込み猶予期間満了日までに払い込まないときは、共済契約は猶予期間満了日の翌日をもって失効します。
- 2 共済期間中に加入者が死亡した場合のほか、共済契約の消滅又は加入者の加入の解除は、共済契約約款の定めるところによります。

第3 詐欺による取消(契約約款第21条)

- 共済契約への加入に際して、加入者又は共済金の受取人に詐欺の行為があつたときは、当該加入者の加入を取り消すことができます。この場合、本会は、すでに払い込まれた掛金を払いもどしません。

第4 不法取得目的による無効(契約約款第22条)

- 加入者が共済金を不法に取得する目的又は他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約へ加入したときは、当該加入者の加入は無効とします。この場合、本会はすでに払い込まれた掛金を払いもどしません。

第5 重大事由による解除(契約約款第26条)

- 1 本会は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、当該共済契約又は加入者の加入を将来に向かって解除することができます。(1) 共済契約者又は加入者が、この共済契約の共済金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)した場合 (2) 共済金の受取人が、この共済契約の共済金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)した場合 (3) この共済契約の共済金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があつた場合 (4) 前3号に掲げるもののほか、共済金の受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする前3号に定める事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 本会は、共済金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの当該契約又は加入者の加入を解除することができます。この場合、本会は、前項各号に定める事由の発生時以後に支払事由が生じていたときは、共済金の支払を行います。また、すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
- 3 本会は、第1項により、当該加入を解除した場合において、解除日の属する共済期間の掛金が払い込まれていたり、当該加入者に対して払込まれた掛金は返還しないものとします。
- 4 本条による解除は、共済契約者又は加入者に対する通知により行います。

第6 共済契約の消滅（契約約款第29条）

1 共済契約又は加入者の加入は次の各号に該当する場合に消滅し、当該各号に定める消滅年月日の翌日をもってその効力は失われます。

号	共済契約の消滅に該当する場合	消滅年月日
1	加入者の年齢が80歳6か月に達したとき	80歳6か月に達した日
2	加入者の死亡又は重度障害の状態のとき	加入者の死亡又は重度障害の等級の決定した日
3	加入者が退団、退職又は除隊したとき	加入者の退団、退職又は除隊した日
4	加入者の本会からの脱退	加入者が本会から脱退した日の属する月の末日
5	猶予期間の満了〔共済契約の効力〕（第18条関係）	猶予期間満了日
6	告知義務違反による解除（第24条関係）	告知義務違反による解除の通知の到達日
7	重大事由による共済契約又は加入の解除（第26条関係）	重大事由による解除の通知の到達日

2 前項による共済契約又は加入者の加入が消滅し、消滅した日以降の未経過掛金がある場合、その未経過掛金は本共済の収支に組み入れていることから返還しません。

5 異常危険準備金の取り崩し基準（事業方法書第29条、第30条）

本会は、本共済契約に基づく将来の債務を確実に、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額の限度額まで毎年度末を異常危険準備金として積み立てることとしており、その積立基準及び限度額は「掛金および責任準備金等の算出方法書」に記載しているとおりです。また、その取り崩し基準は、認可保険業者等に関する命令（平成23年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第1号）第43条第7項に規定するところによるものとすると定めています。

6 大災害等による共済金の削減支払（契約約款第11条）

1 地震、津波、噴火、風水害等の大災害等の発生によりこの契約約款に定める共済金を支払うことが困難と認められ、やむを得ない場合は、理事会の決議によって共済金を減額して支払うことがあります。

なお、本共済は、保険会社が破綻した場合等において保険契約の資金援助等により保険契約者の保護を図ることを目的としている保険契約者保護機構の対象とされていない共済です。

2 共済金を削減して支払うときは、本会は、共済契約者を通じて共済金の受取人に通知します。

7 掛金の増額又は共済金額の減額等（事業方法書第19条）

本会は、その業務又は財産の状況に照らして本共済の継続が困難になる蓋然性がある場合には、以下に定める手続きを行うことにより、共済契約の掛金を増額もしくは共済金額を減額すること（以下、この条において「契約条件の変更等」という。）ができることとしています。（1）契約条件の変更等につき理事会の決議を取得する。（2）前号に定める理事会の決議を取得した後、契約条件の変更等のために必要となる基礎書類（事業方法書、共済契約約款、掛金及び責任準備金等の算出方法書をいう。以下同じ。）の変更につき、主務官庁の認可を取得する。（3）前号に定める主務官庁の認可を取得後、契約条件の変更等につき、共済契約者を経由して加入者に通知する。

なお、共済契約者を経由して加入者に対する通知は、原則として契約条件の変更等の対象となる共済契約の共済期間満了日の2か月前までにを行う。

8 時効（事業方法書第23条、契約約款第31条）

共済金、掛金の返還及びその他本共済に関連する一切の支払を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅します。

9 個人情報の取扱い

本共済では、ご加入者様等よりご提供いただいた個人情報を共済金の給付以外の目的に利用いたしません。

ディスクロージャー

消防団員等福祉共済収支決算の状況

正味財産増減計算書

単位：百万円

勘定科目	令和4年度	令和3年度
経常増減の部		
経常収益		
受入共済金額	2,295	2,373
雑収益	17	17
支払備金戻入金	400	395
経常収益 計	2,712	2,785
経常費用		
支払共済金	1,377	989
福祉増進事業費	338	331
事務費等	493	486
返戻金	0	152
支払備金繰入	420	400
責任準備金積立	76	111
支払利息	8	0
経常費用 計	2,712	2,469
当期経常増減額	0	316
経常外増減の部		
経常外収益	1	1
経常外費用	0	275
当期経常外増減額	1	△274
当期一般正味財産増減額	1	42
一般正味財産期末残高	2,285	2,285

貸借対照表

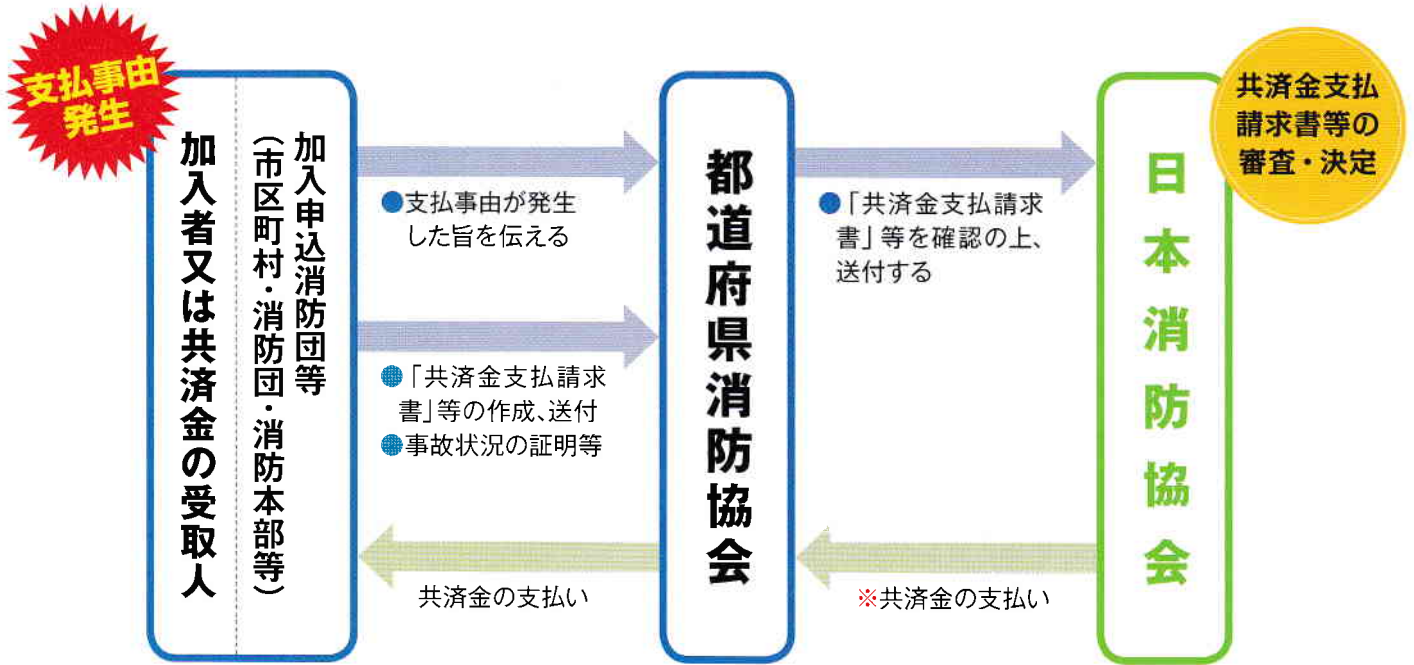
単位：百万円

勘定科目	R5.3.31現在	R4.3.31現在
資産の部		
流動資産	1,503	1,769
固定資産		
責任準備金引当資産	4,376	4,300
その他積立資産	831	1,121
建設仮勘定（特定）	1,674	1,127
その他固定資産	2	1
固定資産 計	6,883	6,549
資産 合計	8,386	8,318
負債の部		
流動負債	540	511
固定負債		
責任準備金	4,376	4,300
長期借入金	1,184	1,222
固定負債 計	5,560	5,522
負債 合計	6,100	6,033
正味財産増減の部		
一般正味財産	2,286	2,285
負債及び正味財産増減の部	8,386	8,318

福祉共済加入者数

区分	令和4年度	令和3年度
消防団員	758,307人	784,052人
消防職員等	7,394人	7,701人
計	765,701人	791,753人

各種共済金のご請求・お支払いの流れ

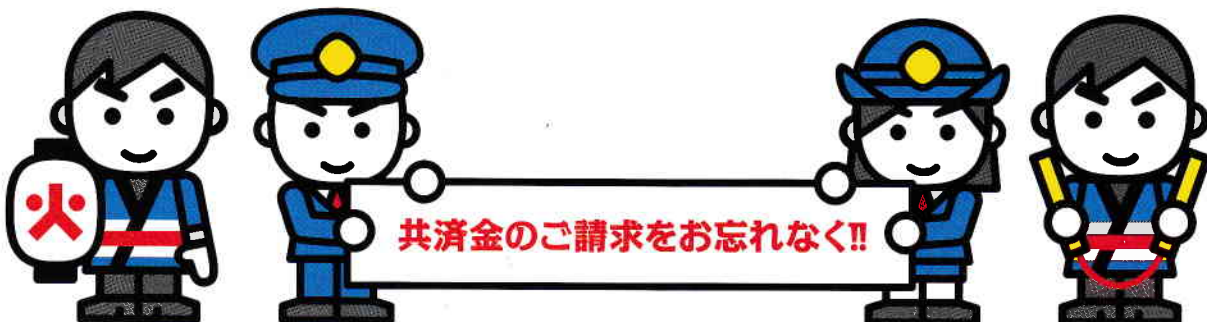


※公務により亡くなられた場合又は重度障害となられた場合の弔慰金又は重度障害見舞金等については、原則として日本消防協会から加入者又は共済金の受取人に直接お支払いすることとします。

【共済金の請求期限(時効)について】

遺族援護金等	加入者が亡くなった日の翌日から3年間
生活援護金 障害見舞金等	加入者が障害等級第1級から第12級までの状態に該当し、治った日(注)の翌日から3年間
入院見舞金	加入者が事故又は疾病を直接の原因として、その原因が発生した日から180日以内に病院又は診療所に7日以上入院し、退院した日の翌日、又は入院日数が120日を超えた日から3年間

(注)「治った日」とは原則として医学上一般に承認された治療方法によっては疾病に対する療養の効果を期待し得ない状態(療養の終了)となり、かつ残存する症状が自然的経過によって到達すると認められる状態(症状の固定)に達した日を意味しています。





消防団員等福祉共済への加入申込み方法について

本共済への加入を希望される方は、この「消防団員等福祉共済のしおり」をよくお読みいただき、次の方法によりお申込みください。

1

本共済は、所属する消防団又は消防本部毎に、それぞれの所属の団員又は職員等の**全員が加入される場合は、申込書への加入者名簿の添付を省略する簡易な手続きにより加入することができます。**本共済への加入を希望されない方がいらっしゃる場合は、取りまとめを行っているそれぞれの市区町村又は消防本部の消防事務担当者等にお申し出ください。お申し出がない場合は、所属の団員又は職員等の全員が加入するものとして取り扱われます。

2

本共済に、個別に加入を希望される方は、それぞれの市区町村又は消防本部の消防事務担当者等にお申し出ください。所属する消防団又は消防本部毎に、取りまとめて申し込み手続きを行います。

3

この「消防団員等福祉共済のしおり」は、運営主体である公益財団法人日本消防協会のホームページにも詳しく掲載しておりますのでご確認ください。

公益財団法人日本消防協会

所在地 〒105-0021
東京都港区東新橋一丁目1番19号
ヤクルト本社ビル内

連絡先 TEL 03-6263-9746 (平日 9:00~17:30)
FAX 03-6263-9863

共済金請求等の各種書類は、下記のアドレスでダウンロード出来ます。

URL : <https://www.nissho.or.jp>

お問い合わせ先

各市区町村の消防事務担当者
消防本部消防団事務担当者
都道府県消防協会
日本消防協会福祉部



【移転のお知らせ】

令和6年9月上旬に〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目9番16号への移転を予定しております。確定しましたら上記ホームページ等でお知らせします。

都道府県消防協会問い合わせ先一覧

北海道	011-232-5202	滋賀	077-522-1965
青森	017-763-5333	京都	075-414-1165
岩手	019-654-3991	大阪	06-6937-8119
宮城	022-262-4333	兵庫	078-333-8073
秋田	018-867-7320	奈良	0742-22-1101
山形	023-624-7434	和歌山	073-423-8715
福島	024-522-5974	鳥取	0859-27-0825
茨城	029-244-6561	島根	0852-21-2166
栃木	028-666-5381	岡山	086-232-1366
群馬	027-220-1338	広島	082-843-4647
埼玉	048-549-2338	山口	083-924-8776
千葉	0436-37-1710	徳島	088-625-8342
東京	03-3212-4020	香川	087-832-3182
神奈川	045-201-1421	愛媛	089-921-8517
新潟	025-285-8767	高知	088-823-9044
富山	076-429-7690	福岡	092-271-1275
石川	076-267-2383	佐賀	0952-23-5322
福井	0776-20-0310	長崎	095-895-2146
山梨	055-273-9456	熊本	096-288-0105
長野	026-232-5319	大分	097-578-7981
岐阜	058-260-4339	宮崎	0985-22-4314
静岡	054-221-4119	鹿児島	0995-64-5401
愛知	052-951-1119	沖縄	098-863-2053
三重	059-224-2108		